三　農地法施行令の一部改正関係
　地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として、農地等の転用により、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の円滑かつ確実な実施に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として農林水産省令で定める場合を定めることとした。（第三条関係）
四　関係政令の整理
　所要の規定の整理を行うこととした。（第四条～第一〇条及び附則第四条関係）
五　経過措置
　農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化に伴う必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）
六　施行期日
　この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年一一月一日）から施行することとした。ただし、一部の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

**◇電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一〇三号）（総務省）
　電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の施行期日は、令和元年一〇月一日とすることとした。

**◇自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一〇四号）（環境省）
　自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三一年法律第二〇号）の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

**◇自然環境保全法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇五号）（環境省）
1　自然保護取締官の権限の追加
　自然保護取締官に行わせる権限として、沖合海底自然環境保全地域における特定行為の中止等を命ずる権限を追加することとした。（第三条関係）
2　外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等に関する規定の整備
㈠　取締官は、警察官及び海上保安官とすることとした。（第七条関係）
㈡　担保金の額は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならないこととした。（第八条関係）
㈢　担保金又は保証書の提供の方法を定めることとした。（第九条関係）
㈣　主務大臣及び主務省令を定めることとした。（第一〇条関係）
3　施行期日
　この政令は、自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三一年法律第二〇号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

**◇浄化槽法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一〇六号）（国土交通省・環境省）
　浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四〇号）の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

# 政　令

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第九十二号**

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の四十九の二十二中「第二百五十二条の二十八第三項第九号」を「第二百五十二条の二十八第三項第八号」に改める。

**附　則**

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

利息制限法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第九十三号**

利息制限法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第六条第二項第三号及び第八条第七項第一号ハ、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第十二条の八第二項第三号並びに出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条の四第四項第一号ハ（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（利息制限法施行令の一部改正）

**第一条**　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百八円」を「百十円」に改め、同条第二号中「二百十六円」を「二百二十円」に改める。

第四条第一号中「百八円」を「百十円」に改め、同条第二号中「二百十六円」を「二百二十円」に改める。

（貸金業法施行令の一部改正）

**第二条**　貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の三第一号中「百八円」を「百十円」に改め、同条第二号中「二百十六円」を「二百二十円」に改める。